

# 「脱炭素社会ぎふ」・森林吸收量認証制度 (G-クレジット制度)

## プロジェクト計画書

プロジェクトの名称： 水と森を育む八百津町、木曽川水源の森づくりプロジェクト

プロジェクト 実施者名	錦津生産森林組合
----------------	----------

登録審査申請日 西暦 2024 年 12 月 12 日

プロジェクト登録申請日 西暦 2025 年 1 月 17 日

## 1 プロジェクト実施者情報

### 1.1 プロジェクト実施者(複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者)

実施者名	(フリガナ) ニシキツセイサンシンリンクミアイ
	錦津生産森林組合

### 1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)			
住所	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降の住所
代表者氏名				
担当者氏名				
担当者所属・役職				
担当者E-mail				
担当者電話番号				

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること

### 1.3 G-クレジット保有者 ※1

保有者氏名	(フリガナ) ニシキツセイサンシンリンクミアイ			
	錦津生産森林組合			
住所	郵便番号	都道府県	市区町村	市区町村以降の住所
	505-0303	岐阜県	加茂郡八百津町	伊岐津志2264-2

※1 G-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

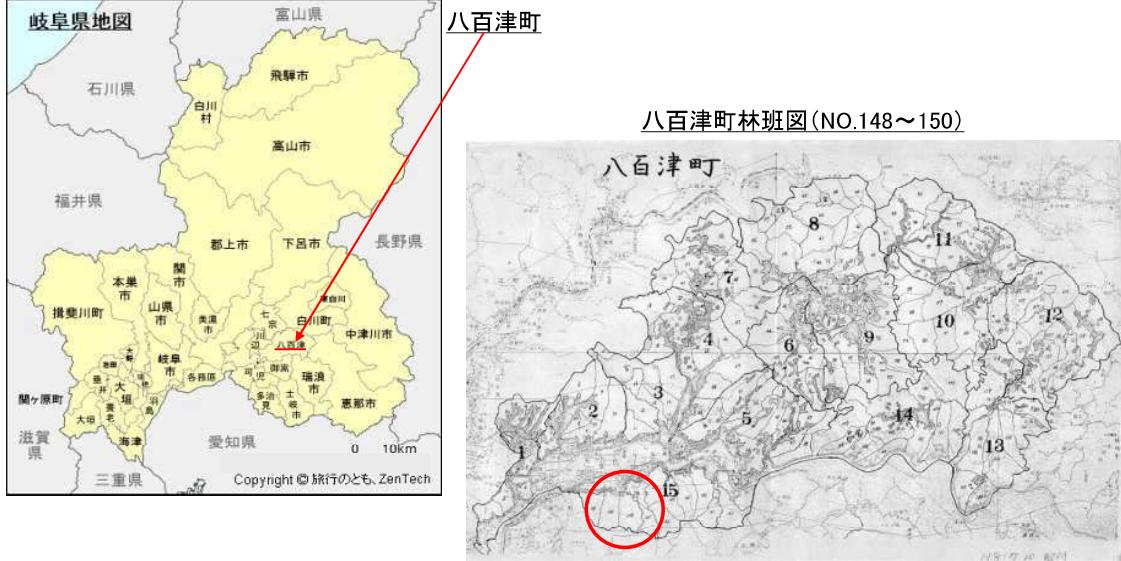
## 2 プロジェクトの概要

### 2.1 プロジェクトの目的及び概要

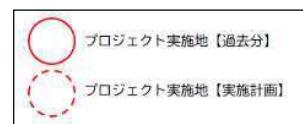
プロジェクト名	水と森を育む八百津町、木曽川水源の森づくりプロジェクト		
プロジェクト番号			
適用する方法論	方法論番号	GFO-01	Ver. 1.2
	方法論名称	森林管理活動	
概要	適切な森林管理を行うことによりCO2吸收を促し、地球温暖化防止に貢献する		
プロジェクト計画の登録を行う森林の場所	都道府県 市区町村	都道府県 岐阜県	市区町村 加茂郡八百津町
	場所※1	伊岐津志字原地内（錦津生産森林組合が所有・管理する環境保全林）	
	区分	(記入例: 県有林、市有林、町有林、村有林、社有林、組合所有林、私有林、分収造林事業地など) 組合所有林	
クレジット収益の配分／活用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費を差し引いた収益を組合に還元する</li> <li>・還元金は組合所有林の維持管理に利用する</li> </ul>		

※1 プロジェクトが実施される森林の位置を示した図面を添付する。

(図面添付場所)



※将来計画は、過去分の再間伐及び順次プロジェクト実施地内で間伐を実施予定。



## 2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクト対象地域の森林の現況 ※1):

○地域の概要

八百津町は、岐阜県加茂郡にある町で、岐阜県中南部に位置し、中濃地区に含まれる。南側を木曽川本流に、北側を木曽川水系の飛騨川に挟まれている。総面積12,879haに対して林野面積が10,264haで約8割が山林である。海拔120m前後の木曽川河岸段丘に沿って住宅や農地が広がっている地域と海拔650m前後の中山間地域の緑深い山々が広がる美しい自然環境の豊かな町です。また、木曽川には、丸山ダムが水を湛え洪水調節・発電等ほか愛知用水の取入口も有しており下流域の生活を支えています。災害の防止・木曽川の水を育み、森林の持つ公益的機能の維持増進を目的として森林整備を実施しています。

プロジェクト対象地域の人工林(樹種別・齢級別)面積並びに蓄積

齢級	スギ		ヒノキ		その他	
	面積(ha)	蓄積(m3)	面積(ha)	蓄積(m3)	面積(ha)	蓄積(m3)
1						
2						
3			4.99	121		169
4			0.77	136	0.23	46
5			0.28	60		
6			2.69	570		
7			5.74	1352		
8			7.39	1556		
9	0.4	138	4.5	1366		
10	3.2	1101	19.74	5070	1.66	281
11	6.63	2767	25.68	7165	35.85	7574
12	9.25	3897	33.49	10316	44.01	9737
13	11.93	4649	17.74	5481	12.67	2544
14	11.35	4517	24.32	7579	2.06	445
15	3.55	1521	6.08	2135		
16			7.11	2947		
17	0.43	211	0.26	93		
18			0.43	131		
19	0.24	127	2.79	1315		
20					0.74	139
21			1.18	518	0.38	68
22						
23						
計	46.98	18928	165.18	47911	97.6	21003

○登録申請年度以前の施業実施状況(※プロジェクト実施地に限る)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
除伐													0
間伐					44.64								44.64
計	0	0	0	0	44.64	0	0	0	0	0	0	0	44.64
間伐(重複)													
重複:プロジェクト実施地で2回目以降の施業が行われる面積													合計 44.64

○プロジェクト登録後の施業実施計画(※プロジェクト実施地に限る)

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	計
除伐									0
間伐									0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
間伐(重複)		10	10	10	10	4.64			44.64
重複:プロジェクト実施地で2回目以降の施業が行われる面積									合計 44.64

\*1森林の現況、森林タイプ(人工林・天然林等)別、樹種別、齢級別の面積と蓄積等についての情報を表などにまとめ説明すること。また、間伐対象林についても同様の表と文章を作成すること。なお、説明には数値を用い、具体的に説明すること。

(プロジェクトが実施される森林における森林施業及び森林の巡視の計画 ※2):

○施業方針

当プロジェクトでは、木材生産に適さず、森林経営計画を策定しない「環境保全林」を対象とし、公益的機能の発揮を重視した施業を行う。  
自然条件に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保するとともに、施業の実施にあたっては周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努める。

- ・間伐効果を長期間發揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にするよう努める。
- ・崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進する。
- ・伐倒木及び林地残材が流出する恐れのある場合は、適切に流出防止策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図るものとする。  
特に土砂の流出路となる谷筋(高水位以下)においては、伐採した立木が谷筋へ入らないようにする。

○森林の巡視の計画

- ①森林の面的被害や成林していない区域がないか3年に一度の巡視によって確認する
- ②主伐(皆伐)した場所がないか巡視時に確認する
- ③現地箇所までの経路(路線)の状況を巡視によって把握する
- ④現地箇所までの林道・作業道に通行の支障となる損壊及び倒木等を巡視によって把握する
- ⑤モニタリング対象の森林において、林内・林床の様子が分かるように巡視報告書の様式に沿って写真撮影をする

\*2 対象林において、市町村森林整備計画に基づいた森林施業(保育、間伐)及び森林の巡視(森林が保全されていることの確認)  
の方針について、施業の実施予定の有無・時期、間伐実施間隔、定量／定性間伐の区分、間伐率、森林の保護の実施予定・  
頻度等の内容を、数値を用いて具体的に説明すること。

### 2.3 新規登録、更新の別

<input type="radio"/>	G-クレジット制度において新規に登録されるプロジェクトである。
	G-クレジット制度において更新されるプロジェクトである。

### 2.4 プロジェクト要件への適合

追加性	<input type="radio"/>	追加性の評価が不要 → 5. 追加性に関する情報の5.0で、1を選択してください。
		追加性を有している → 5. 追加性に関する情報の5.0で、2を選択したうえで、5.1と5.2に詳細をご記入ください。

### 2.5 方法論への適用条件

方法論の適用条件について適合している理由を下記に記入すること。

条件1	当プロジェクトに含まれる施業地での施業は、八百津町森林整備計画で定める施業方法に基づいている また、プロジェクト実施地は、2012年度以降に岐阜県の環境保全林整備事業を活用して施業した森林である 当該森林において森林経営計画は策定されていない(施業実施時点も同様)
条件2	当プロジェクトには、プロジェクト登録年度の令和5年度末までのプロジェクト実施地が44.64ha含まれている。これは、方法論の適用条件2に定められている10haを上回っている。また、認証対象期間にプロジェクト対象地域内において10ha以上の施業が計画されている
条件3	当プロジェクト実施地の土地転用(収用など避けがたい土地転用を除く。)は計画されていない
条件4	認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間、プロジェクト実施地を管理する意思がある また、プロジェクト実施地において主伐ではなく、森林経営計画を作成する予定もない 上記に違反した場合に実施規程(プロジェクト実施者向け)8.1.3に基づき補填義務を負うことについて了承している
条件5	環境社会配慮を行い持続可能性を確保すため、森林法などを遵守している

### 2.6 モニタリング・算定方法

プロジェクト実施後吸収量		
主要／付随的	吸収活動	温室効果ガスの種類
主要	地上部バイオマスの増加	CO <sub>2</sub>
主要	地下部バイオマスの増加	CO <sub>2</sub>

### 3 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、G-クレジット制度実施規程(プロジェクト実施者向け)「2.4」を参照のこと。

#### 3.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	錦津生産森林組合 組合長理事
モニタリング担当者 ※1	錦津生産森林組合 理事(書記会計担当)

※1 担当者の組織、役職名を記載すること(個人名は不要)。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

#### 3.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管方法 ※1	(1)森林の施業又は巡視が実施された森林の面積 ・森林施業の実施面積は、補助金申請等のために実施した過去の実測の結果をモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理者が確認の上、出典の複写と共に保管する。但し、認証対象期間中にコンパス測量等により実測した場合は、その結果を同様の手続きにより記録・保管する。 ・森林の施業の実施状況は、伐採届、補助事業等の関係書類を用いて確認を行い、データ管理者が確認の上、保管する。 ・森林の巡視はデータ管理責任者を責任者とし、モニタリング担当者及び林野管理・森林施業の各担当者により、3年に1回以上定期的に行い、巡視報告書を作成し、保管する。 (2)年間幹材積成長量 ・森林の樹種、地位等による階層に係るデータは、モニタリングプロットにおける樹種、林齢、立木数、胸高直径及び樹高の調査結果に基づき、モニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認の上、上記の調査結果と共に保管する。 ・年間幹材積成長量は、岐阜県が作成した収穫予想表に基づき、モニタリング担当者が収集・記録し、データ管理者が確認の上、収穫予想表に基づく計算過程と共に保管する。 (3)容積密度、拡大係数、炭素含有率、地下部率 ・モニタリング・計算規定の記載値をモニタリング担当者が収集・記録し、データ管理責任者が確認する。		
データ保存期間 ※2	認証対象 期間終了後	10	年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。  
その際、森林管理のための巡視を行う体制を明記すること(森林の巡視とは、一般的に、森林の保全管理及び森林の産物の盗採、林野火災等の森林被害の防止及び発見のために、定期的及び必要に応じ森林において行うもの)。

※2 原則として認証対象期間の終了後10年間とする。

## 4 特記事項

### 4.1 吸収量に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

吸収量に影響を与える可能性のある リスクがあるか	<input type="radio"/> 有	
		<input type="radio"/> 無

(「有」の場合にはリスク要因を以下に記入)

A)生物被害(病害、虫害、獣害)  
B)気象被害(雪害、風害、土砂崩れ等)  
C)林野火災  
D)人的リスク(モニタリングや算定における誤謬)

A～Cについては、適切な施業や巡視により、早期の発見、迅速な対応、被害の軽減に努め、吸収量への影響の抑制を図る。(主伐が計画されている場合)また、短期間での大規模伐採を避け、気象被害等の引き金となる要因を作らないよう努める。

Dについては、内部監査などにより現地林分の状況との齟齬や人的ミスによる算定の誤りなどが発見された場合、速やかに修正して吸収量を再算定すると共に、誤謬の内容を記録・分析することにより再発の防止に務める。

※1 プロジェクト排出量が増加し、プロジェクト吸収量を上回る可能性のあるリスクも含む。

### 4.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。	<input type="radio"/> 登録している	
	<input type="radio"/> 登録していない	

(「登録している」場合には以下を記入)

類似制度名：

類似制度での認証予定期間： ~

### 4.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義 務履行によるものではないか。		法令等の義務履行によるものである。
	<input type="radio"/>	法令等の義務履行によるものではない。

## 5 追加性に関する情報

=記入するセル  =入力しないセル

### 5.0 追加性評価の要否(何れかに○)

1	方法論GFO-01に基づくプロジェクトで、認証対象期間中に主伐がプロジェクト実施地において計画されていない	<input checked="" type="radio"/>
2	上記に該当しない	

※上記 5.0において、2を選択した場合のみ以下に記入

### 5.1 補助金に関する情報※1

補助金交付主体	
補助金名称	
補助金額(千円)	

※1 プロジェクト登録の申請段階で申請を予定している補助金は全て記載すること。

また、複数の補助金を申請予定の場合には、欄を追加して記載すること。

### 5.2 経費等・収益に関する情報

#### 経費等

①経費等総額( $= (a-b+c)+(d-e+f)$ )			0 千円
通常の林分	a	認証対象期間中の森林管理に要する経費	千円
	b	認証対象期間中の森林管理に関する補助金	0 千円
	c	認証対象期間中の森林管理に要する経費に関する銀行等借入利息	千円

#### 収益

②収益 ※1	千円
--------	----

※1 プロジェクト実施地における認証対象期間中の森林経営に関する収益を記載すること。

#### 採算性

③収益-経費等( $= ② - ①$ ) ※2	0 千円
-------------------------	------

※2 マイナスとなることを証明すること。

## 6.吸収量の算定方法(GFO-01用)

### 6.1 認証対象期間

【開始日:(プルダウンより選択)】

【終了日】

認証対象期間	2024 年4月1日 ~	2032 年3月31日
--------	--------------	-------------

※1 認証対象期間の開始日は、プロジェクト開始日の含まれる年度の開始日とすること。

※2 認証対象期間の終了日は、認証対象期間の開始日から8年を経過する日とすること。

### 6.2 吸収量(計画)

$$C_{total} = C_{PJ} - C_{cut} - C_{BL}$$

記号	定義	単位
$C_{total}$	当該年度のプロジェクト実施後吸収量(純吸収量)	tCO2
$C_{PJ}$	当該年度のプロジェクト実施後吸収量(総吸収量)	tCO2
$C_{cut}$	当該年度のプロジェクト実施後排出量	tCO2
$C_{BL}$	当該年度のベースライン吸収量	tCO2

年度	当該年度の ベースライン 吸収量※3	当該年度の プロジェクト 実施後吸収量 (総吸収量)※1	当該年度の プロジェクト 実施後排出量 ※2	当該年度の プロジェクト 実施後吸収量 (純吸収量)
	$C_{BL}$ (tCO2)	$C_{PJ}$ (tCO2)	$C_{cut}$ (tCO2)	$C_{total}$ (tCO2)
2024年度	0.0	178.6	0.0	178
2025年度	0.0	178.6	0.0	178
2026年度	0.0	178.6	0.0	178
2027年度	0.0	178.6	0.0	178
2028年度	0.0	178.6	0.0	178
2029年度	0.0	178.6	0.0	178
2030年度	0.0	178.6	0.0	178
2031年度	0.0	178.6	0.0	178
合計	0.0	1,428.8	0.0	1,424

※1 当該年度のプロジェクト実施後吸収量は、6.3に記載の当該年度のプロジェクト実施後吸収量が記載される。

※2 当該年度のプロジェクト実施後排出量は、原則として0とする。

※3 当該年度のベースライン吸収量は、6.4に記載のベースライン吸収量が記載される。

### 6.3 プロジェクト実施後吸収量

$$C_{PJ} = \text{算定対象面積} \times 4\text{tCO}_2/\text{ha}/\text{年}$$

記号	定義	単位
$C_{PJ}$	当該年度のプロジェクト実施後吸収量	tCO <sub>2</sub>

<補足説明>

プロジェクト実施後吸収量は、あくまで計画段階での吸収見込み量であることから、算定対象とする面積に、本県の標準的なha当たり吸収量(tCO<sub>2</sub>/ha・年)を乗することにより吸収量を算定するものとする。

本県の標準的なha当たり吸収量は、以下の考え方により求めている。

- a)樹種:ヒノキ……本県民有林面積の約1/4を占め主要樹種であること
  - b)林齢:60年生…本県民有林人工林齢級別面積のピーク齢級(12齢級=56~60年生)の最終年であること
  - c)地位:3………本県のヒノキ人工林林分収穫表の中央値であること
- a)～c)の条件で導き出したha当たり年間成長量をCO<sub>2</sub>換算しha当たり吸収量を算出。

年度	プロジェクト 実施地の面積 【過去分の巡視】 (2012年4月以降からプロジェクト実施年度の前年度までに森林の施業が実施され、当該年度中に巡視を行ったもの)	プロジェクト 実施地の面積 【過去分の再間伐】 (2012年4月以降からプロジェクト実施年度の前年度までに森林の施業が実施され、巡視を行った森林で再度間伐を行ったもの)	プロジェクト 実施地の面積 (当該年度に森林の施業が実施されたもの)	算定対象面積 $C_{PJ}$	当該年度の プロジェクト 実施後吸収量 (総吸収量)
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(tCO <sub>2</sub> )
2024年度	44.64			44.64	178.6
2025年度		10.00		44.64	178.6
2026年度		10.00		44.64	178.6
2027年度		10.00		44.64	178.6
2028年度		10.00		44.64	178.6
2029年度		4.64		44.64	178.6
2030年度				44.64	178.6
2031年度				44.64	178.6
合計	44.64	44.64	0.00	357.12	1428.8

### 6.4 ベースライン吸収量の考え方

#### (1)ベースライン吸収量の考え方

本プロジェクトにおけるベースライン吸収量は、2012年4月以降に森林施業(保育、間伐)を行った森林の面積において、2022年4月以降適切な森林経営がなされなかった場合の吸収量とする。

#### (2)ベースライン吸収量の算定式

$$C_{BL} = 0$$

記号	定義	単位		想定値
$C_{BL}$	当該年度のベースライン吸収量	tCO <sub>2</sub>		0

## 7. モニタリング計画

= プルダウンにて選択するセル

必要な場合のみ記入するセル

=入力しないセル

※1 モニタリングエリアごとに異なるモニタリング方法を適用する場合には、行を追加した上でモニタリングエリアごとに記載すること。